

1 1) 毒・劇薬及び処方せん医薬品等の取扱い

(1) 表示

毒薬	劇薬
<p>黒地に白枠、白字をもってその品名 および「毒」の文字を記載</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>毒 日本薬局方 ジスチグミン臭化物錠 ウブレチド[®] 錠 5mg</p> </div>	<p>白地に赤枠、赤字をもってその品名 および「劇」の文字を記載</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> <p>劇 ノルアドレナリン[®] 注 1mg 日本薬局方 ノルアドレナリン注射液</p> </div>

(2) 取扱い等

開封販売	管理者が薬剤師である薬局、店舗販売業者や医薬品販売業者は、封を開いて毒薬・劇薬を販売することができる。
貯蔵・陳列	毒薬及び劇薬を他のものと区別して、貯蔵・陳列しなければならない。 毒薬を貯蔵・陳列する場所にはかぎを施さなければならない。(劇薬は不要)
譲渡手続	<div style="text-align: center;"> </div> <p>14歳未満の者に交付してはならない。 (ただし、調剤した毒薬・劇薬は年齢に関係なく交付可)</p>

(3) 処方箋医薬品

定義等	処方箋医薬品とは、医師、歯科医師等から処方箋の交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく販売してはならない医薬品であり、厚生労働大臣が指定する。
帳簿等	<p>医師、歯科医師等の処方箋の交付を受けた者に対して、処方箋医薬品の販売したときは必要事項を記載し、当該帳簿（処方箋医薬品に関する帳簿）を2年間保存しなければならない。</p> <p>【処方箋医薬品に関する帳簿の記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品名、数量、販売年月日 ・処方医の氏名・住所・勤務先の名称 ・譲受人の氏名・住所

MEMO